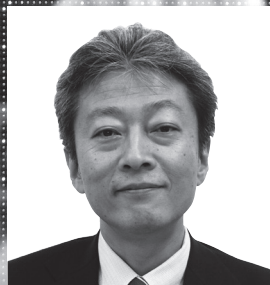


経営者目線 で読む 景気動向



武藤泰明（むとう やすあき）
1955年生まれ。1980年東京大学大学院修士課程修了。株式会社三菱総合研究所、主席研究員を経て、2006年早稲田大学スポーツ科学学術院教授職任。専門はマネジメント。

武藤泰明

所得税の配偶者控除廃止が、来年度は見送られることになった。またか、という感じである。今回はこの問題を取り上げてみたい。

ごく簡単にこの制度を説明すると、夫婦の一方、多くの場合は妻（女性の配偶者）の所得が低い場合は、夫の所得から38万円を差し引いた上で

連載
第21回

配偶者控除はどく行く

課税するというものである。地方税の場合は33万円が控除される。たとえば、所得税（国税）と住民税（地方税）をあわせて所得の30%くらい払っている人の場合、国税、地方税計で10万円程度安くなるという制度である。

この制度の恩恵を受けるためには、配偶者の所得（給与等収入から給与所得控除額を引いたも

働参加を妨げているから控除を廃止しようという論理である。

紙幅の関係で詳述はしないが、配偶者特別控除というものもある。この適用者も加えると、配偶者控除の対象者は1500万人で、控除されている税額は6300億円である。控除廃止ということこの6300億円の税収増が期待されるようにも

なりたくなければ1000時間のパート・アルバイトが無難だが、問題は、この複雑な制度を理解しないと制度設計を提案できないというところである。加えて言えば、この制度は会社の扶養者手当に連動していることが多い。つまり、知識の獲得に時間がかかる。その間に国会が終わる。1年後には、制度改正の影響のシミュレーションを最新のデータに基づいてやりなおさなければならない。したがって、たとえば新人議員には、取り組むことが難しい。

○経済波及効果は小さくない

つぎに経済効果を考えてみる。国はGDPを500兆円から600に引き上げたい。一方で人手不足が深刻なので、付加価値を生み出してくれる人は増えない、というより確実に減っていく。そうであるなら、労働時間が短い人に、少し長く働いてもらえば良い。だから配偶者控除を改正したくなる。

仮に時給10000円のパートで働いている人が、年間1000時間仕事をすると給与収入は100万円なので配偶者控除の対象になる。配偶者控除が廃止されると、収入を100万円に抑えておく意味がないのでもう少し働くようになるでしょう。たとえば年間1560時間。月あたりだと130時間である（前述のように社会保険料の問題もあるがここでは議論を単純化するためにいったん忘れることにする）。時給10000円で年収156万円。つまり56万円増える。控除対象となっていない1500万人の中には、控除がなく

つても労働時間を増やさないとと思われるので、たとえば1000万人の年収が100万円から156万円に増えると仮定する。総額で5・6兆円所得が増える。

この5・6兆円すべてがGDPに貢献するわけではない。税金も社会保険料もあるし貯蓄もするので、5・6兆円の7割程度が消費にまわるとする。4兆円弱である。GDPは500兆円なので、4兆円はこの0・8%になる。つまり、配偶者控除廃止は、「1回だけ」GDPを0・8%押し上げる。毎年ではない。この他波及効果も考えておくべきだが、だとしても、配偶者控除廃止は、経済成長策としては限定的なものなのである。

さて、とはいえ国はGDPを100兆円増やしたい。4兆円は100兆円の25分の1である。そう考えるなら、経済政策の「目玉」にはならないだろうが、効果は小さくないと言えるだろう。

○隠れた問題は何か

もう一つ気づいておかねばならないのは、年間労働時間が1560時間の人の年収が156万円ではないのかという点である。1560時間というとはフルタイムで、正社員であれば大学新卒でも300万円くらいの給与（賞与含む）収入になるはずだ。つまり、同一労働同一賃金の観点からは、1560時間働く人の年収が156万円というのは、かなりまずいことである。

もちろん実態として、正社員はサービス残業込みで年間3000時間働いているとすると、3000時間で3000万円は時給10000円なのでバ

思えるのだが、さすがにそんなことをすれば選挙に勝てない。だから夫婦控除という新制度を制定しようとしたりしているのだが、結局は法案にならなかった。

○制度が変わらない理由

それにしても、このままではいけないのではないかと言われるようになって長い。にもかかわらず、制度は変わらない。なぜなのだろう。右に述べた選挙の問題もあるのだが、これ以外にも、制度を変更しにくくしている理由がいくつかある。

①利害関係団体が存在しない

法人税、あるいは相続税であれば、経済団体の職員や会長会社の優秀なスタッフが改正の要望書をつくるだろう。法人税は会社の利害、相続税は高額所得者である経営者の利害が絡むからである。配偶者控除は、要領書を作ろうと言うような利害関係者が、団体として存在しない。

②制度が複雑である

控除を受けるための給与収入の上限は103万円だと書いたが、実はこれ以外にもいろいろある。これも詳しくは説明しないが、100万円の壁（住民税）、106万円の壁（勤務先の社会保険料徴収義務）、130万円の壁（社会保険加入義務）などがある。

たとえば時給10000円の人が年間1300時間働くくと年収130万円なので社会保険加入が必要になつて手取りが減る。手取りがもとの水準を超えるためには、160万円の年収が必要である。労働時間だと1600時間になる。つまりフルタイムである。1600時間のフルタイムに

ートと同水準である。だから良いのだと言って納得してしまうと、日本人の労働生産性は上がらな

○議論できる程度に簡単な制度へ

ここまでの検討でわかったのは、非正規の賃金水準を前提とすると、労働時間を1560時間、つまりほぼフルタイムにまで伸ばしたとしても、額面の年収は正社員に比べると驚くほど低く、手取りはあまり増えていかないという点である。結果として「非正規でフルタイム」を指向する人は増加しないはずである。換言すれば、所得税の配偶者控除だけを改正しても、おそらく効果が無い。つまり、労働時間は増えない。この結果として、経済も成長しない。

ではどうすればよいのか。おそらく重要なのは、利害関係団体がなくても改正を議論できる程度に、いったん制度を単純なものにすることではないかと思う。また税は税として改正を考え、社会保険はまた別であるという状態のままでは、制度は永遠に単純にならないので、一体として単純化することが不可欠であろう。

単純化しておけば、その先、どのような制度に「再改正」していけばよいのかを議論できるし、税制や社会保険制度以外のどこを変えていけばよいのかの議論も生まれやすい。その意味では、現在の配偶者控除の改正の議論は、政策や制度改正のスタートラインにもついているのかもしれない。スタートするために制度を単純化しなければならぬのである。